

## 薬の投薬について

お子様の薬は、本来は保護者の責任のもとで飲ませていただくものです。医師と相談していただき、登園前または帰宅後に服用することが可能なお薬を処方していただいでください。

しかし、医師の指示で、やむを得ず教育保育時間中の与薬が必要とされる場合に限り、薬連絡票を出していただき、薬をお預かりし、保護者に代わって与薬をします。慎重に対応していきたいと考えております。子どもの体調が悪いときは、なるべくご自宅で療養していただきますよう保護者の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

### 1、薬について

#### <お預かりできる薬>

- ・その日に必要な、1回分を持参してください。
- ・粉末薬は分包されたまま、シロップ等の水薬は、1回分のみ容器に入れて持参してください。
- ・塗り薬・目薬などは、そのまま結構です。
- ・容器や袋にお子様の氏名とクラス名、日付と服用時間(例 食後等)をきちんと記入してください。

#### <お預かりできない薬>

- ・市販の薬
- ・園で症状を判断して与えなければならない「座薬」「解熱剤」「吸入薬」等に対応できません。
- ・飲み残して家に保管してあった薬。

### 2、薬連絡票について

#### <主な記入内容>

- ・保護者名と保護者印(忘れずに押印してください。)
- ・医療機関名
- ・薬の内容・使用方法(薬の種類・服用方法・使用する日時 等)

#### <依頼の方法>

#### ・必要事項を記入し、薬と一緒に担任または、当番保育教諭に手渡ししてください。

- ・薬についてお聞きしていない場合は、投薬できませんのでご了承ください。
- ・おたよりファイルやおたより袋に薬連絡票と薬がはさんであっても、直接お聞きしていない場合は投薬できません。必ず保育教諭に手渡ししてください。
- ・薬連絡票や印鑑がない場合も、投薬できません。
- ・薬連絡票は、与薬を依頼するごとに必ず提出してください。
- ・薬1種類につき、1枚の薬連絡票が必要となります。
- ・薬連絡票の用紙は、HPからダウンロードしていただくか、早めに保育教諭にお知らせください。

※ご不明な点は、園へお尋ねください。